

現況確認についてのよくある質問

Q1 兄弟姉妹がいる場合、提出書類はそれぞれ必要ですか？

児童ごとに書類の提出が必要です。ただし、保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など）は一番下の子に原本、上の子にはコピーでも構いません。

Q2 保育を必要とすることを証明する書類など入所申込の際に提出したばかりですが、再度提出が必要ですか？

提出が必要です。ただし、就労証明書は、証明日の属する月の翌々月まで有効であるため、コピーをお持ちであればコピーの提出でも構いません。今回の現況確認では、4月以降に取得された就労証明書であればコピーの提出が可能です。ただし、現況確認以前の要件が就労予定の場合は、就労後に取得した就労証明書（証明日が就労開始日以降のもの）の提出が必要です。

Q3 結果はいつどのように届きますか？

現況届の内容により、認定内容に変更がある場合は、9月末（適用日10月1日）までに送付します。ただし、現在の認定内容から変更がない場合は、通知しません。

Q4 保育を必要とする事由を証明する書類の様式はどこで貰えますか？

通園している保育所等又は保育施設課でも配布しています。また、HPでダウンロードできます。

Q5 勤務先の本社が市外にあり、期限までに書類の提出が間に合いません。どうすればいいですか？

現況確認の提出期限は、6月12日（金）までとしております。早めに勤務先への依頼を行うなど期限内の提出に御協力ください。期限内の提出が難しい場合は、勤務先に提出が可能な日を確認し、保育施設課へ相談してください。

Q6 現況届出書をなくしました。どうすればいいですか？

保育所等に紛失用の様式がありますので、そちらをお受け取りください。

Q7 求人情報誌の閲覧等も求職活動に含まれますか？

求職活動は、ハローワーク等での相談や採用面接などの他に、在宅でも可能なインターネットや求人情報誌の閲覧も実績に含めることができます。閲覧のみの実績で認定は出来ませんが、採用面接等の時間に加え、閲覧の実績も含めた時間で求職活動報告書を作成してください。なお、保育所等の利用には必ず保育の必要性の事由が必要であるため、求職活動を一切していないなどの場合は認定できません。

Q8 一時的に就労日数が減りました。継続して保育所等の利用ができますか？

一時的に就労時間や就労日数が減っている場合でも、雇用契約上の就労時間や就労日数に変わりがない場合は、継続して保育所等を利用することが可能です。ただし、雇用契約の内容が変更となり、月48時間以上の就労時間がない場合は認定ができず、保育所等も退所になります。

Q9 離婚（離婚前提別居）し、ひとり親となりました。現況確認で提出する書類を教えてください。

現況届出書の提出とは別に「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」、「ひとり親家庭等申立書」などを必要な添付書類とともに提出してください。必要な添付書類は、ひとり親家庭等申立書の裏面を確認してください。

Q10 結婚（事実婚）しました。提出書類は何が必要ですか？

現況届出書の提出とは別に「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」、結婚（事実婚）した相手の就労証明書など保育を必要とする事由を証明する書類等を提出してください。

Q11 自営業をしています。何を提出すればいいですか？

法人を設立して給与等の支給を受けている場合は、就労証明書のみ提出してください。法人化していない場合は、就労証明書と確定申告書の写しを提出してください（開業したばかりで申告時期を迎えていない場合は、開業届の写し等を提出）。なお、配偶者が経営する会社や親族の経営する事業所などで雇用（給与支給）されている場合は、就労証明書を提出してください。（※Q15もご参照ください）

Q12 就労予定の要件で認定を受けましたが、就労予定日を過ぎても就労の要件が変わっていません。なぜですか？

就労予定の要件は、就労予定日を過ぎても自動的に就労の要件にはなりません。変更するには、就労日以後に職場で再度証明を受け、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」と一緒に保育所等へ提出が必要です。

Q13 現況確認の書類提出後、保育の必要性の事由が変更になりました。どうすればいいですか？

別の事由に変更する場合は、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」と保育を必要とする事由を証明する書類等を提出してください。

Q14 内職をしています。市民税申告書等の税申告書の控え、開業届などの書類が提出できません。どうすればいいですか？

就労の実態が確認出来ないため、認定ができません。収入が少ない場合なども市民税申告等を行い、税申告書の控えを提出してください。始めたばかりで申告ができない場合は、委託契約書など収入や支出が分かる書類を提出してください。

Q15 内職や配偶者の補助（給与なし）の場合、保育必要量はどうなりますか？

就労時間に関わらず短時間認定になります。なお、短時間認定への変更は、今回の現況確認の適用日（2026年10月1日）からになります。